

第 6 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成26年11月7日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成26年11月7日(金曜日)

午後1時29分開議

午後2時24分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①農林水産物等の輸出拡大に向けた取組みについて
- ②クマモト・オイスターの試験養殖状況について
- ③有明海再生に向けた協議への対応状況について
- ④新規就農者の状況（平成26年5月1日時点）について
- ⑤日本型直接支払の取組状況等について
- ⑥地下水と土を育む農業の推進について

出席委員(7人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 九谷高弘
- 委員 早川英明
- 委員 岩中伸司
- 委員 堤泰宏
- 委員 井手順雄
- 委員 浦田祐三子

欠席委員(1人)

- 委員 村上寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 梅本茂
- 政策審議監 濱田義之
- 経営局長 山口達人
- 生産局長 山中典和
- 農村振興局長 小柳倫太郎

森林局長 岡部清志

水産局長 平岡政宏

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中純二

団体支援課長 山口洋一

農地・農業振興課長 本田充郎

農地・農業振興課政策監 川口卓也

担い手・企業参入支援課長 國武慎一郎

流通企画課長 西山英樹

むらづくり課審議員 欽本隆男

農業技術課長 園田誠

農産課長 下舞睦哉

園芸課長 古場潤一

畜産課長 矢野利彦

首席審議員兼農村計画課長 荻野憲一

農地整備課長 池田雄一

技術管理課長 原俊彦

首席審議員兼森林整備課長 長崎屋圭太

林業振興課長 江上憲二

森林保全課長 塩木康博

水産振興課長 平山泉

漁港漁場整備課長 原田高臣

農業研究センター所長 野口法子

事務局職員出席者

議事課主幹 黒岩雅樹

政務調査課主幹 福田聖哉

午後1時29分開会

○瀧上陽一委員長 ただいまから、第6回農林水産常任委員会を開会します。

それでは、本日の議題に入ります。

執行部からの報告の申し出が6件あっております。報告について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め

るために着座のまま簡潔にお願いします。

まず、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 皆さま大変お世話になっております。先月の7日から9日まで、当委員会の御視察で香港に行かれましたけれども、御同行させていただきました。本当にありがとうございました

本日の報告事項の概要について御説明いたしますが、報告案件は6件でございます。

まず、1件目は、農林水産物の輸出について、船便輸送の取り組み状況や香港における今後の展開等について、御報告させていただきます。

また、2件目は、クマモト・オイスターの試験養殖の現況について、御報告させていただきます。

3件目ですけれども、先月21日に開催されました有明海漁場環境改善連絡協議会、いわゆる4県連携会議なんですけれども、ここにおいて国から示されました4県協調の取り組みの検討素案に対する本県の提案と国の回答について、御報告いたします。

4件目は、新規就農者について、本年5月1日時点の新しい数字を取りまとめたもので、御報告させていただきます。

5件目は、来年度から法制化されます日本型直接支払いについて、多面的機能支払の本県の取り組み状況や、3期目を迎える中山間地域直接支払いの国の検討状況について御報告いたします。

最後に、6件目ですけれども、これまで当委員会に報告してまいりました、農業者の力で地下水を守り、土づくりを行うという全国初の条例について、知事を本部長とする県民会議の立ち上げ、それからパブリックコメントの実施について、御報告させていただきます。

詳細はそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○西山流通企画課長 流通企画課でございます。よろしくお願いたします。

農林水産常任委員会報告資料の(1)農林水産物等の輸出拡大に向けた取り組みについて御説明をいたします。

1 ページをお開きください。

1 ページ及び2 ページにつきましては、船便輸送の取り組みについて載せております。

船便に係る物流実証事業により、コンテナ船による輸出コストや鮮度・荷傷み等の検証を実施しております。

まず、輸送に係る費用等につきましては、1 回当たりの輸送重量は、船便で約2,600キロ、それから航空便で約80キロ、また1 キロ当たりの輸送代につきましては、船便約100円、それから航空便約400円となっております、船便は大量輸送により低コストの輸送手段となっております。

次に、品質保持についてみますと、福岡から香港まで、収穫から店舗に並べるまで7日間かかり、葉物類は品質保持が厳しいものの、根菜類あるいは果物等につきましてはおおむね品質保持ができておりまして、船便輸送も十分できるという結果になっておりました。さらに、コンテナ内の輸送管理や梱包資材等の工夫がさらに必要との意見をいただいております。

右側の表につきましては、実証を行った主な野菜の農産物小売価格を載せておりますが、同じ日本産で船便による価格は、航空便に比べ約3割から5割の価格削減となっております。

次に、2 ページをお願いいたします。

船便輸送の状況について御説明します。

一番上の表は、船便へのシフトが進んでいる野菜の輸出量の増加状況を示しています。

船便により単価が安く、重量のある野菜の販売拡大に有利となっております。

次は、船便・航空便の使用割合を示しております。船便が重量では94.5%、金額では85.4%と、青果物では船便利用へのシフトが進んでおります。

最下段の表につきましては、主要3カ国の使用回数の割合を示しております。日本に近いほど船便が使われ、日本から遠くなるほど航空便が使われておるということで、今後は新しい鮮度保持技術等の船便での活用が必要と考えております。

次に、3～4ページでございますが、去る10月21日に、県、肥後銀行、ヤマト運輸の3者で輸出拡大に向けた連携協定をいたしました。その概要を載せておりますので御説明をいたします。

まず、3ページでございますが、背景・趣旨を載せておりますが、これまで県では県内生産者の輸出支援を進め、香港を中心に量販店や日本食レストラン等の販路拡大に努めてまいりました。

今後、輸出を加速するためには、宅配などの新しい商流開拓や物流方法の改善等の取り組みが重要になっております。そのため香港を中心に、物流や商流に豊富な専門的ノウハウを有するヤマト運輸、また独自の融資や出資に加え加工・販売の取り組みを支援する6次産業化のファンドを持つ肥後銀行と県が連携し、香港などアジア向けの県内輸出事業者を総合的に支援することとしました。

下の3者の関係図は、連携して行う取り組みやそれぞれの役割を示しております。連携して行う取り組みといたしましては、商談会やセミナーの共同開催、物流・商流の調査・研究など、また県では輸出事業者の掘り起こし、ヤマト運輸では県内輸出事業者が有利となる輸出モデルの構築、肥後銀行ではファンド等による輸出事業者の支援など、それぞれ行うこととしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

今後の具体的取り組みといたしましては、まず、生産者や団体の掘り起こし、それからマイスターによる育成・支援を行います。あわせて、香港バイヤーの招聘による商談会などを開催し、商流の開拓を進めます。

またあわせて、香港ECサイトによるkumamotoクラブの開設や、鮮度保持技術等を活用した物流の研究を推進します。

期待される効果といたしましては、輸出推進体制の強化、熊本県の輸出拡大に有利となる物流システムの構築、それから小ロットの農産物や、高級果実や水産物などの一層の販路拡大が予想されます。生産者のこだわりの商品が、海外の消費者に直接届くチャンネルが拡大することになります。

なお、5ページにつきましては、農林水産物等と主要3カ国の輸出実績を参考として載せております。

今回の協定締結によりまして、低コストの船便から高い鮮度保持を行う航空便まで物流の信頼性が高まり、より幅広い消費者層への商流の広がりが期待されます。今後いろいろな県産物の輸出展開が期待され、各地域の輸出への取り組みもさらに進めてまいりますので、委員の皆様方のお力添えをよろしくお願いをいたします。

以上で流通企画課の御説明を終わります。

○平山水産振興課長 水産振興課の平山でございます。

報告事項の(2)クマモト・オイスターの試験養殖状況について御説明いたします。

資料1枚めくっていただきまして、今年度の試験養殖につきましては、黒枠内に概要をお示ししておりますが、年明けの27年3月末から数万個を出荷することを目標に、県内18業者に稚貝68万個を配付いたしまして取り組んでまいりました。

10月21日の調査で、夏場の高水温期を乗り越えた生残率は1.6%、1万3,000個となっております。そのうち生残率10%以上が1業者、5%以上が1業者、5%未満が6業者、残り10業者につきましても、現在のところ生産ができていない状況でございます。

今後、別に水産研究センターで飼育しております20万個を、水温が20度以下に低下いたします11月中旬以降に、各業者に配付をして試験を継続し、年明けの出荷を目指してまいります。

左下のほうに、各漁場における生残の状況を参考としてお示しさせていただいております。

次に、報告事項の(3)有明海再生に向けた協議への対応状況についてですが、有明海漁場環境改善連絡協議会における本県からの提案について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、まず、黒枠内の1つ目の丸の1でございますが、有明海では、泥土が堆積し生息環境が悪化していることが大きな問題であること、2に、今回国から提案されたアサリなどの調査や対策は大変有意義ですけれども、この調査を抜本的な環境改善の事業に結びつけていくことが不可欠であるということをご提案してまいりました。その結果、内容については再度幹事会で議論を深めていただくように提案いたしました。

あわせて3つ目の丸ですが、現在行っている海底耕うんの実証事業については、漁業者が効果を実感していることから、規模を拡大して実施するように要望してまいりました。その結果、国からは、今回の協議会での各委員からの意見を踏まえ、幹事会や担当者レベルの会議で検討を進めることとなりました。

今後、県議会での議論や漁業者の意見を踏まえて、有明海再生の取り組みが進むように、国に提案や要望をしてまいります。

水産振興課は以上でございます。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

新規就農者の状況について、毎年5月1日時点で、前年の5月2日からの1年間の新規就農者数等を調査しておりますが、その調査結果の概要を御報告させていただきます。

資料は、報告事項の(4)新規就農者の状況についてでございます。

表紙をめくっていただき、資料の1ページをお願いいたします。

1 新規就農者数に関する調査結果につきまして、枠囲みの中でございますが、本年の新規就農者は317人と前年と比較して20人、5.9%の減となっております。317人は平成に入ってから2番目に多い数であり、2年連続で300人を上回る方が新規就農をなされています。

内訳につきましては、グラフをごらんください。

まず、上段のグラフは、平成17年からの推移をグラフ化したものでございます。一番右端の平成26年を見ていただくと、黄色に着色したUターンは、他産業に一旦就職した後実家で就農された方ですが、148人と最も多く、全体の約半数を占めています。

また、緑色に着色した農業への新規参入は、非農家出身で新たに農業経営を開始された方などですが、前年比14人増の116人と過去最高となっております。

一方、青色に着色した新規学卒者は、学校等の教育機関を卒業後すぐに実家で就農された方ですが、53人であり、前年との比較では8人の減となっております。

次に、中段のグラフをごらんください。

本年の新規就農者について地域別にグラフ化したものですが、阿蘇地域が42人と最も多く、次いで八代41人、熊本40人との順となっております。

次に、下段の円グラフをごらんください。

このグラフは、本年の新規就農者について

て、45歳未満と45歳以上の年齢別でその構成を示したものです。一番右端の新規就農者全体の計ですが、45歳未満の青年者が89%で、人数では317人のうちの282人と、全体の9割近くを占めています。

資料の2ページをお願いいたします。

上段のグラフをごらんください。

このグラフは、営農類型別での構成を示したものです。施設野菜が110人と最も多く、全体の約3分の1以上を占めており、次いで露地野菜70人、果樹類57人の順となっています。

続きまして、2新規就農者の青年就農給付金の活用状況についてでございます。

青年就農給付金は、平成24年度にスタートした制度で、就農前の研修期間及び就農直後の期間に一定の要件を満たした方に対しまして、年間150万円の給付金を給付するというものであります。

ここで、左側の表をごらんください。

データの1行目ですが、本年の新規就農者317人のうち、青年就農給付金の受給者は延べ153人であり、その内訳は、準備型が25人、経営開始型が128人となっています。県としましては、青年就農給付金を最大限活用するというので、他県に先駆けまして、新規参入者等で準備型を活用する者に体系的な研修を行う研修機関を整備しており、研修機関を通じて師匠となる農家の方とのマッチングを図り、農業技術のほか農地や農業機械の取得をサポートいただくなど、若者の就農定着を支援しているところでございます。

特に、4行目の新規参入は、116人のうち準備型と経営開始型の重複を除き、実数で87人が給付金を受給されており、青年就農給付金制度が非農家からの就農を後押ししていることがうかがわれます。

なお、本制度につきましては、県議会の先生方と一緒に、チーム熊本として、国に親元就農者に対する受給要件の緩和を要望

しておりましたが、平成26年度からは、農地は親族からの賃借も可とするとの要件緩和がなされており、親元就農者の活用拡大が見込まれるところであります。

また、参考として、右側の表に記載しておりますとおり、本県の25年度の給付金受給者数の実績は、640人と全国1位という状況でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

3農業法人との新規雇用就農者数に関する調査結果でございます。

新規就農者数同様に、本年5月1日時点で、1年間に県内の農業法人等へ就職された方、いわゆる新規雇用就農者については、枠囲みの中ですが、248人と前年と比較して81人の減となっております。

下段の表をごらんください。新規就農者の就業先の状況をまとめた表でございます。農業法人84社、参入企業17社を合わせた101社で199人の方を雇用されており、新規雇用就農者の約8割を雇用されています。

なお、農業法人等にお聞きしたところでは、新規に雇用したいとの声が多く、求人はされているが、雇用情勢が改善し、県内の有効求人倍率も1倍前後に上昇している中で、雇用の確保が難しい状況にあるとのことです。

担い手・企業参入支援課からの報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○鍬本むらづくり課審議員 むらづくり課の審議員の鍬本です。潮崎課長が身内に不幸があり欠席しますので、かわって説明いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告資料(5)番目の日本型直接支払の取組状況等について御報告いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、制度の概要です。この制度は地下水涵養、農村景観など農業の多面的機能の維

持・発揮のために、地域の共同活動や営農活動を支援する制度です。来年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、安定的な制度として実施されることとなります。

この制度には、3つの柱があります。

1つ目の柱は、①の多面的機能支払です。これは平成19年度から実施してきました農地・水保全管理支払を組みかえて新たに創設されたものです。①-1農地維持支払は、草刈りや水路の泥上げなどを支援するものです。

①-2資源向上支払(共同活動)は、水路、農道等の軽微な補修や景観づくりなどを支援するものです。

①-3資源向上支払(長寿命化)は、水路、農道等の老朽化部分の更新・整備などを支援するもので、多面的機能支払には3種類あります。3つとも取り組むことが理想的ですが、地域の実態により、どれか1つを選択して取り組むことも可能となっております。

2つ目の柱は、下の欄にあります②の中山間地域直接支払、3つ目の柱は③の環境保全型農業直接支払です。この2つは、現行制度を維持した形で継続して実施されることになります。

2ページをお願いいたします。

今年度新たにスタートしました多面的機能支払の取り組み状況を中心に説明いたします。

まず、本県の取り組み方針についてです。

1つ目には、農業・農村の多面的機能の維持・発揮や集落段階の所得を向上させるため、市町村や関係機関と連携し、積極的に推進すること。

2つ目には、共同活動を支援することで、集落の団結の強化を図るなど地域のきずなを再生につなげていくこと。

3つ目として、基礎的な保全活動となる農地維持支払につきましては、対象農地の8割

となる9万7,000ヘクタールを目標とし、推進に努めていくこととしております。

3ページをお願いいたします。

左側欄の要望状況が9月末時点の推進状況です。

(1)の事業費ベースでは、今年度目標交付額45億に対し約39億円と、86%の達成率となっています。

(2)の面積ベースでは、農地維持支払の目標面積9万7,000ヘクタールに対し5万4,000ヘクタールと、56%の達成率となっています。地目別に見ると、水田では達成率が高く、畑や草地での取り組みが伸び悩んでいます。

右側の欄が今後の対応です。

1つ目には、伸び悩んでいる畑や草地、基盤整備実施地区などへ重点的に働きかけていきます。

2つ目には、テレビ、ラジオ等による広報活動を展開し、制度の周知徹底に努めてまいります。

3つ目には、市町村の事務負担を軽減するため、事務処理システムを開発いたします。

そのほか、活動組織の広域化や事務負担の軽減を図ることで、取り組む面積のさらなる拡大に努めてまいります。

4ページに、参考に、熊本市の天明地域における取り組み事例を紹介しております。集落や農業団体、環境団体、学校関係など50の団体が参加して、天明環境保全隊という広域的な活動組織が編成されています。

泥上げ、草刈り、花植え、小学校と連携した生き物調査など、地域全体でさまざまな活動が実施され効果を上げております。

このような取り組みが県下全域で展開されることを目指してまいります。

5ページをお願いいたします。

最後に、中山間地域直接支払の動きについて御報告いたします。

この制度は、過疎法や山村振興法などの指

定地域及び知事特認地域において、急傾斜や緩傾斜の農地を対象とし交付金を支払うという仕組みです。来年度からは日本型直接支払の柱の1つとして、法律に基づく4期対策がスタートすることになりますが、これにあわせて、現在農林水産省では、右の図にありますように、超急傾斜地の場合、6,000円を加算するという内容の概算要求がなされています。これが決定しますと、本県でも樹園地や棚田を中心に、推定で約4,000ヘクタールを超える農地が加算措置の対象になると見込んでいます。

下の欄に、これまでの取り組み状況を記載しております。本県は北海道に次ぐ全国2位の取り組み面積となっており、4期対策のスタートに当たっては、知事特認地域の見直しや超急傾斜地の加算の受け入れを推進し、全国トップレベルの取り組みを維持していきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

地下水と土を育む農業の推進について報告いたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きください。

まず、地下水と土を育む農業推進県民会議についてでございます。

この県民会議の趣旨は、本県の宝でございます地下水と土を、農業者の力で守っていくという全国初の条例制定に取り組んでおりますが、これに先立って、知事を本部長とした県民会議を立ち上げます。

県民会議の役割といたしましては、県民運動の推進母体、計画の進捗状況を確認する、それから推進方向を検討する、それから統一的取り組みの検討ということで、県民会議の役割を示しております。

3番目の県民会議の構成でございますが、

下の図にございますように、農業者、消費者、農業団体、行政、市町村・県、それから地下水を利用する団体、企業、そういった代表者で構成をいたします。

2ページをお願いします。

県民会議のスケジュールでございますが、県民会議の発足式を11月の12日11時から行います。場所は知事応接室でございますが、内容は県民会議の趣旨・役割、パブリックコメント及び施策展開イメージの説明、それから意見交換ということでございます。

この県民会議に先立ちまして、下のほうに、県民会議発足のシンポジウムをその前日の11月11日に行います。13時から行います。場所はホテル日航で、500人規模で考えておるところでございます。内容は、東京大学名誉教授の佐藤洋平先生の記念講演、それから環境にやさしい農業実践者の表彰などを考えているところでございます。

3ページをお願いします。

3ページは、条例の制定に係るパブリックコメントについてでございますが、ここに掲載しております熊本県地下水と土を育む農業推進条例(仮称)要綱(案)ということで公表しまして、パブリックコメントを実施したいと考えております。

まず、条例制定の趣旨でございますが、(1)で、地下水と土は熊本の宝であるということについて、その歴史や農業の関係に触れながら記述しておるところでございます。

(2)では、農業が果たしてきた役割ということで、本県の農業が全国に先駆けたいろいろな取り組みを進めてきたということを記載しているところでございます。

(3)番目でございますが、これは3ページから4ページにまたがっておりますが、地下水と土を50年、100年先の未来に引き継いでいくということが至要な課題ということで、その礎を築くために条例を制定いたしますというふうにしておるところでございます。



次に、4ページの2でございますが、地下水と土を育む農業の定義をここでしております。(1)で書いておりますのが、家畜排せつ物から良質堆肥を生産して利用する農業、(2)が、堆肥により土づくりを行い適正な施肥を行うことを基本として化学肥料の使用を減らすもしくは使用しないという農業、(3)で、水田の積極的な利用につながる農業というふうにしておるところでございます。

次に、3番目で、条例の目的でございます。目的は、地下水と土を育む農業を推進し、農業者が安心して取り組める環境を目指すというふうしております。

5ページをお願いします。

4で、条例の基本理念を示しております。

4の(1)でございますが、県民の理解と相互連携により協働して行うというような内容を理念として記載しております。

(2)では、農業者が主体的に取り組むという事柄を書いてございます。

(3)では、農産物の消費の促進について記載をしているところでございます。

次に、5としまして、関係者の責務等ということで記載しておりますが、(1)では、県と市町村の連携といたしまして、県は施策を策定して実施するということが、市町村への支援を行うとともに、施策への協力を求めることができるというふうしております。

(2)では、農業者等は主体的に取り組んで、県の施策に協力するように努めるというふうにしておるところでございます。

それから(3)では、農産物販売業者は、地下水と土を育む農業による農産物の供給が図られるように努めるというふうしております。

(4)で、県民はこれによって生産された農産物への理解を深め、その利用に取りむよう努めるというふうにしておるところでございます。

6ページをお願いします。

6番目としまして、5つの基本的施策を上げております。

(1)では、県民運動の展開ということで、県民の皆さん方の理解促進、あるいは販売促進というところを上げておるところでございます。

(2)では、化学肥料及び農薬の低減と土づくりということで、良質な堆肥を活用して土づくりと適正な施肥を行っていくというような内容でございます。

それから(3)、良質堆肥の生産と広域流通でございますが、良質な堆肥を生産して、堆肥を広域に流通することで、そういった取り組みを支援していきたいということでございます。

それから(4)、水田の積極的利用ということで、飼料用米の作付とか、あるいは冬期湛水等の水田の積極的な利用を書いてございます。

それから(5)、これは試験研究と技術の普及ということで、それらの取り組みを支える技術的な対応を書いておるところでございます。

次に、推進体制といたしまして、(1)で推進計画、これは県が推進計画をつくって、その策定をして計画的に推進するというところでございます。

(2)番目の県民会議のことでございますが、これは構成と役割、先ほど説明したとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

条例の施行につきましては、来年の4月1日の施行を目指すというふうにしておるところでございます。

なお、パブリックコメントの期間は、11月10日から12月9日の1カ月間を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終

わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 いいですか。有明海の関係で、現状をここで分析されているように、有明海では泥土の堆積などにより、生息環境が極端に悪化しているというふうな現状ですね。これは何か原因というか——はわかりますか。今原因がわかればいいんですが、どういふ……。

○平山水産振興課長 まだ確定的な原因というのは解明されていないという認識でございます。ただ泥分が多くなっている、年を経るに従って泥分がふえているという調査の事実がございまして、それとあわせて潮流調査の中で、有明海の奥部に行くほど流速が遅くなっているといった結果がございまして、やはり今の有明海は泥分がふえるような方向に進んでいると、それについては間違いないだろうというところまでですね。

それ以上に、現実的に有明海の中で、泥がどこにどれだけたまっているかといった現状がまだ把握されてございませんので、土量すらわかっていないという状況でございます。

○岩中伸司委員 その泥土がたまっているというのは、やっぱり川から流れ込んでいくのが一番多いんですかね。

○平山水産振興課長 基本的に、陸からの流入というのが、海への泥土の堆積の原因になってございます。

○岩中伸司委員 きのう、荒尾の海岸のことでいろいろ話を年配の人から聞きよったら、昔はここは海に入ればなんでんおった、今はほとんど生き物がいないという話になってですね。

確かにマジックなんかはすぐ近くにいたん

ですけどね。何か海がだめになってしまっているような感じがするということと、もう一つが、ノリの生産でやっぱり酸処理が今も行われながら進められているとすれば、ノリを養殖されているところには魚もいなくなるし、非常に問題があるんじゃないかということですけども、現状はその辺は……。

○平山水産振興課長 酸処理剤につきましては、現在のノリの養殖の仕方の中では必須の工程となっておりますので、ノリ生産においては欠かせない酸処理の工程があると。もちろん、海の中に有機物が入る行為でございますので、ノリ養殖をされている皆さん方も、酸処理剤の適正な使用と、今漁業団体を挙げて徹底をさしていただいておりますし、使用済みのものについては必ずおかに持ち上げるという取り組みを、できる限り減らす努力を皆さん方やっておられるところで

○岩中伸司委員 やっぱり自然との関係でいろいろ問題があるということなら別だけでも、例えばアサリなんかにも、以前だと乱獲状態があつて継続して生産ができなくなってしまうとか、そんな人的な影響ですね。やっぱり海がだめになるということはいかぬなと思いますので、その辺も十分今後も引き続いて頑張っていたきたいというふうに思います。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんでしょうか。

○岩中伸司委員 香港に行かせていただいたんですが、輸出の関係で先ほど報告をいただきましたが、船便、それと航空便でそれぞれの特徴があつて、それなりに輸出を進めていこうというふうな動きですが、大体輸出をする量は生産物の何%ぐらいとおっしゃって

たですか。供給態勢は十分あるんですか。

○西山流通企画課長 去年の数字で青果物の輸出が3億円という形になっております。

ですから3,000億円の粗生産額とすれば0.1%という形になっております。まだまだ掘り起こしをやって、向こうのほうでは需要としては大分ありますので、向こうの価格帯もありますけれども、掘り起こしをやって、どんどん供給をしていきたいというふうには考えております。

○岩中伸司委員 その辺に対しては、農業生産者、いろんな法人を含めて積極的に協力態勢をするということが前提ですね。

○西山流通企画課長 はい。去年、くまもとうまかもん輸出支援協議会というのを立ち上げまして、これは県下21ぐらいの団体の方を入れて、オール熊本で輸出を支援していこうということで考えております。

その中で、ことしになってマイスター制度というのをつくりまして、人材育成をいろいろやっています。そういうことも含めながら、地域のやりたいという方をどんどん、県全体として取り上げていくという形を、態勢を整えていこうと考えております。

○岩中伸司委員 農業全体がなかなか思うように、経済的な収入というか、農業で生計を立てる場合に、非常に厳しい環境に今農家の人々はあると思うんです。その辺がやっぱり一定程度きちんと所得が確保されないと、後継者も、今回も317人か新規で就農者がいるということですが、それでも私はやっぱりまだまだ足りないなというふうな思いでいるんです。

もっと農業が魅力あるものになるということは、やっぱりそれなりの収益がないと、若い人たちはなかなか、私たちのように年とつ

たら収益以外で楽しむことができるけれども、それじゃ農業というのは発展しないというように思いますので、輸出の面もそれで供給態勢をとる前提の農業の基盤、農村の人たち、農家の人たちが十分生活にゆとりを持てるような、そんな農業を目指されているとは思いますが、まだまだ不十分な感じがしますので、担当は違うかもしれぬけど、ぜひもう一回、熊本は農業県と言われているわけですので、もっともっと力を入れていただきたいなというふうな、それは要望です。

○早川英明委員 最後の地下水と土を育む農業の推進についてのこれですが、もちろんここに書いてあるのが理想でしょうけども、肥料及び農薬の使用を減少させるということですけども、そしてこの6ページの6番のところの(2)ですが、「肥料及び農薬の低減などを行う農業者等への取組の支援等を行います。」と、どのような支援を行いますということでしょうか。

○園田農業技術課長 化学肥料を減らすために良質な堆肥を投入していただくということで1点は考えております。土壌分析をしていただいて、適正な施肥ということで、堆肥の中の窒素成分も含めて、肥料効果を農業者の方々に考えていただいて、全体の施肥、化学肥料の量を減らすというやり方を考えております、肥料に関しまして。

農薬に関しましては、IPM技術が大分入ってまいりましたので、技術的に農薬を使わないで天敵を利用するとか、そういった技術を導入していきたいというふうな思っているところでございます。

○早川英明委員 それはわかりますけども、現実的に今年の農業を見ても、ここにまた最後のほうには、飼料用米とかいろいろ云々出ていますけども、特に本年は水稻に関

しましては、中国あたりから秋ウンカが飛来をしたということでほとんどの、特に城北地区あたりは大被害が出ましたけれども、やっぱり農薬を散布しないところがみんな被害をこうむっておるということで、なかなかこの点を、ここに書いてあるのとマッチしていくには厳しいなというふうな思いもしますけども、どうでしょうかね。

○園田農業技術課長 言われましたようにウンカの被害、去年も出ました、ことしも去年ほどではないですが出ております。適期防除という形で、広報活動をもっと徹底してやっていきたいというふうには思っております。ことしは注意報を2回出させていただきました。ただ、天候不順ということで、適期に農薬が振れないという時期がことしの場合は非常に長い期間ございましたので、そこも一つのネックになっておるところでもございます。

そういうことで、ことしのウンカの対策につきましては、そういった天候の状態もあったということでございますので、その辺の早期の防除体系についてはもっと徹底させていきたいというふうには思っております。

○早川英明委員 おっしゃるとおりであると思いますけど、本当それが大事だと思います。私見てみますと、今被害をこうむったところは、無人ヘリでしたところが主ですよ。だから、各家庭がそれぞれ自分のところで防除されたところはほとんど被害はない——ということは、やっぱり手を抜いたところイコール農薬を減量したところということですよ。

だから、本当、そここのところの整合性をきちっとしていかなぬと、基本的政策が実質的にはしていけないなというふうな思いがしますから、そこらあたりよろしく願いをしておきたいというふうには思います。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 いっちょよかですかね。(5)番ですね、日本型直接支払の取組状況等について。1ページ、これは全部ちょっとお尋ねしたいとですけども、この1ページの多面的機能支払、これは3つありますけど、公役それから共同活動、長寿命化、全部これはグループ活動ですね。営農組合をつくるというのが、何か地域によって違うような気がするですね。営農組合の組合員の数とか、質とか、そういうとの何か統一性はあるんですか。自己申告で全部認めてやっとならというふうなことでしようか。

○鉾本むらづくり課審議員 これは集落単位で公役ということで、草刈りとか泥上げされていると思うんですが、そういう集落単位とか、大きな旧小学校単位とか、そういう単位でもやられてもいいと。集団的な活動ですので、規模については規定はございません。

○堤泰弘委員 それでお尋ねしたところです。なら2人でもええのか、100人でも同じ扱いなのか。中山間地は後でお尋ねしますけど、中山間地に行くと農家というのはほとんどいないですもんね。80歳以上とかばっかりですよ。そこにもこれはお金行つとるはずですね。

だから、公役ができない人のところに直接払いのお金が確かに行つとるはずですよ。

ですから、何に使うたかというのは、これはよっぽど——報告書は紙だけん何でん書かるるけんですね。調査せぬと、何十億というお金が果たして生きているかどうかということで今ちょっとお尋ねしているんです。小学校単位とか——小学校も今田舎はないけんですな、高森あたり行くと、昔は10幾つあったのが今は2つですよ。これもやがて1つになる。ですから、この集落というのをもう少し

何か規格づけしとかぬと、お金が生きてこぬとじゃないかと思うてお尋ねを今しよっとです。

○鉾本むらづくり課審議員 言われるとおりに、1人とか2人では集団的な共同活動は難しいんですけど、そういうところがありますので、一つの大きな集落がそちらの小さな集落を手助けするとか、そういう形で集落をくくったところで大きな組織をつくるように、今指導をしているところです。

○堤泰弘委員 やっぱり実態を調べにやいかぬですね。本当に仕事ができる人が何人おるかぐらいですね、それはお願いしたいと思うですね。

今度は中山間地域。

同じお尋ねになりますが、中山間地の全く同じお尋ねと思うんですけど、ほとんど耕作ができないような人がこの中山間地には、特に急傾斜地あたりですね、減反もほとんどしてしまっと思うですよ、やっぱりお金が行っような感じですよ。このお金の使い道というのが私たちじゃわからぬですよ。

○鉾本むらづくり審議員 左側の制度概要のところに書いておりますけれども、「集落協定又は個別協定に」ということで、5年以上継続して耕作をされる農業者に対してこの交付金を支払うと、5年間は間違いなく営農をしてくださいということを前提にお金を支払っております。だから、耕作されていないところにはお金は行っていないということになります。

○堤泰弘委員 いや、そぎゃんこつを言うよとじゃなかつですよ。所有者が耕作ができぬわけですね。だから、今は農協に頼むとか、今小作する人もほとんどおらぬですから、誰かに頼んで耕作しとる人がほとんどで

す。今度は、作物別あたりもこれは余り規定はなかつでしょう。ソバつくってもええ、米つくってもええと。ソバなんか簡単にできますもんね。ソバの収量よりも直接払いでもらった金額のほうが大きいわけですね。だけん、ちょっと今お尋ねしよっとです。

○鉾本むらづくり審議員 交付単価は反当たりということを決まっておりますので、作物でソバを植えるとか米を植えるとか、そういう形じゃなくて、水田で幾ら、畑で幾らということになっております。

○堤泰宏委員 水田ち、ああた、米んこつじゃもんな、本当は。だけん、謄本上か役場の固定資産税台帳で、畑になっとるか田になっとるか払よるということですか、実態じゃなくて。

○鉾本むらづくり審議員 実態ではなくて、畦畔がある場合は水田、畦畔がないのは畑というところで、実態にあわせたところで今支払いをしております。だから、作物を何を植えてあるかは関係なく支払っていると。

○堤泰弘委員 いや、実態じゃなかない。それは見かけというか、あぜがあるというとはあれだけん。ソバつくっとるか水稲ばつくっとるかが実態ですよ。私はそがん思うですよ。だけん、払いよるとが悪かとか言いよとじゃなかつですよ。なるべく有効にお金ば使ってもらいたいから言いよとですよ。所有者はつくっていない、誰かがソバなんかを簡単につくってお金はもらうと。それが果たして本来の目的に達しとるかどうかな。

○鉾本むらづくり審議員 耕作者に対して農地を維持してもらおう意味でこの中山間直払いを支払っていますので、有効に活用していただければというふうに指導をしているところ

です。

○堤泰弘委員 だけん、しっかり指導してくださいな。

○鉾本むらづくり審議員 はい。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○園田農業技術課長 済みません、先ほど早川委員のほうから質問ございました中で、トビイロウンカの注意報は2回出したというふうに申し上げましたが、ことしは1回ということで訂正をさせていただきます。イモチ病のほうも2回ということでございますので、済みません、訂正させていただきます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○早川英明委員 ちょっとよかですか。これは、これに直接関係ないかもしれませんが、今おっしゃったですけども、今米が収穫をされてそれぞれ等級が出ていますね。私本当不思議に思うのが、ことしは今私が言いましたように、あんな県全体、あるいは全国的にウンカが出て、私たちも目で見て、素人が目で見て、ことしは本当に余り良質の米ができとらぬなというふうな思いがしました。でも、昨年よりも等級的にはことしは抜群によかったですがね。そこらあたりはどんな状況でしょうか。

というのが、うちの集落でも去年は1等米というのは1農家でした。ことしは全体の、植木なら植木の75%ぐらい1等だそうです。でも、見てみますと、ウンカでやられとるところがほとんどですよ。でも、米の検査は一だけん、それはいいことですよ。いいことですたいね。農家は救われるということで、

等級を上げとらるとか知らぬけども、そんな状況ですが、聞いていますか。

○下舞農産課長 等級の数字は、まだ主な普通作の稲刈りが終わって間もなくですので、数字は出ておりませんが、今早川委員がおっしゃるようなことも一部聞いております。

○早川英明委員 でしょう。

○園田農業技術課長 はい。ただ、これはまだはっきり分析ができていませんもんですから申し上げられないんですけども、例えば穂が出る前、8月の末までは天気が悪くて、窒素がうまく使われていなくて、登熟以降は窒素がうまく使われて、登熟がよくなったと、そういったことも予想されます。ただこれについては、はっきり数字が出て分析を試みたいと思っております。

○早川英明委員 まあ、いいこつですたい。

○淵上陽一委員長 なければ、その他に入りまして、何か質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

それでは、これもちまして、第6回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後2時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長